

兵庫県知的障害者施設家族会連合会

第35号

ひょうごかぞくねっと

【事務局】〒650-0016 神戸市中央区橋通3丁目4-1 総合福祉センター2F Tel (078)371-3930/Fax (078)371-3931(10:00~16:00 月・水・金)
平成27年4月15日発行 第35号 編集人/広報委員会 発行人/兵庫県知的障害者施設家族会連合会 印刷/デジタルグラフィック(株)

めぐる季節に心を寄せて



むごいニュースに憤り、痛ましい事件に胸がつぶれる、そんな中にも季節はめぐり早春の光は力を増しつつ、春の訪れを感じます。めぐり来る季節と共に親と子の高齢化が進み、この子を残しての想いに心が揺れる中での、これからを考えます。

昨年度、国では「障害者差別解消法」の制定や「障害者権利条約」の批准がなされ、地域生活を支える法律の見直しを行われ、地域移行を進められております。しかし、現実には障害を持つ人たちが地域で暮らしていける受け皿はなく、整備されていない中での制度改革に改めて戸惑いを感じます。

そんな中、昨年12月15日「障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ」の第1回会合を厚労省が開きました。これは昨年7月に報告書を取りまとめた「障害児支援の見直し検討会」に続くものであり、いずれも障害者総合支援法施行3年後の見直し規定により検討を始めたものです。前者は障害者総合支援法の他に身体障害者福祉法や知的障害者福祉法の、後者は児童福祉法の改正が想定されます。今後は検討会等の報告を踏まえて障害者総合支援法施行3年後の平成28年4月の施行を目指して法律等の改正準備が進むことになり、今後の動向に注視していかねばなりません。

どんな状況の中でも季節は確実に動いています。障害を持つ人にとって環境の変化は命にかかわることにもなります。法律、制度は、人として生きる中で一番大切なものが失われることであってはならないと強く思います。こうした時勢の中では真に我が子らの幸せを願う親の姿勢も重要な位置づけになります。今、親としての在り方を原点に立ち返り、検証してみる時ではないかと思えます。どこでどう生きるかを考える時、毎日をどう生きるか、苦痛のない笑顔が見える日常での延長線上につながってほしいと願います。さらに、高齢化、重度化が進んでいく中での障害者が生きていくためには、福祉・医療の両面からの支えが必要であることを、今こそしっかり認識すること、社会の共感が得られるような日々の行動と感謝の姿勢が大切です。私たちはややもすれば自分の子供たちばかりに目を奪われがちになりますが、同じように困難を抱えている障害者や他の人々への理解を

兵庫県重症心身障害児者を守る会
会長 小山 京子氏

持ち共に歩いていく姿勢こそが社会の共感を得る第一だと思います。

私たちはここ数年に亘る制度改革を、我が子らと弱い立場の者を守る難しさを突きつけられた大きな試練と受け止めなければなりません。社会全体が厳しい経済情勢の中で社会の共感をなくしてならないことだと思います。様々な障害を持った人たちが「生きる」にはどんな支えが必要か、どのような努力が必要かを考える時、岡田喜篤先生の話された「アーミッシュに学ぼう」というエピソードが思い出されます。一ある集落で狂気の少年が銃を向けたとき、15才の少女がみんなの代わりに私を撃つて子供たちの前に立ちふさがりました。でも結局少女も子供たちも殺され、少年も自殺してしまいます。その葬儀の時加害者の親は参列を願い、許しを請いました。アーミッシュの人たちはその親を許すというより、慰め一緒にお葬式をしたそうです。(アーミッシュというのは17世紀のままの生活様式を模し、宗教と友愛で結ばれた暮らしを続けている団体で、この事件を機にその慈悲深さに世間を驚かせました) — 岡田先生は1年のうち1日でもいからアーミッシュの人たちのような生活をしてはどうかと提案されました。行先どうなるのか不安な時代です。私たちの生き方の指針として心に留めたいお話です。多くの困難を抱えた人たちが安心して、喜びを持って暮らしやすい社会であることに確信を持ち、前進のために努力したいものです。お互いを思いやれる関係であることもかぞくねっとの大切な役割です。

何より、私たちは我が子らから大切なことを教えられていることに気づき、共に育ち、共に生きる親になることが障害福祉の原点だと思います。

同時にこの子がいたからこんな人生を送れたと誇れるようになりたい。今からでも遅くはありません。今改めて自分が障害児者の親とし恥ずかしくてない生き方をしているかを振り返り、《親としてやるべきことは何か》を考え、知恵を出し合って進んでいきたいと思えます。今だからこそ弱い者の声が消されないよう、そのいのちを、生活を守るために私たちは活動を続けることです。その大切さを一人ひとりしっかりと確認していきましょう。

私たちの活動は自分の子供たちのためだけでなく、尊い命が紡いでできている歴史でもあります。先人の努力に心を寄せ、感謝の気持ちを忘れず、これからの命を紡ぐ糸の一本でありたいと思えます。

中央研修会

11月18日県民会館大ホール

講演

「今こそ 終の住処を」

講師

全国知的障害者施設家族会連合会
副理事長

南

守氏

研修概要

本日の講師は、障害者支援施設の統括施設長という立場から見た現状の問題点や全施連の活動の重要性及び利用者並びに家族会・保護者会のあり方等幅広く講演をして頂きました。

話の内容は、講師が統括施設長をされている高知県内の施設“あじさい園”での具体例を挙げてのお話でしたので、より身近なものとして受け止めることができたものと思われま



◆ まず一つ目 “終の住処”

民放のテレビの放送から引用されておりました。

放送の中でのおばあさんの言葉として、《私にとって一人でないこと》その80数歳のおばあさんが、家族がいっぱいいて、子どもと孫とひ孫に囲まれた生活をしていたときに言われた言葉です。私は幸せだと思っています。私にとって一番大事なことは、ひとりでないことだと、つまり家族に囲まれて生活をしている。家族と一緒に住んでいる訳ではない。再々顔を出してくれて、それから何かあったらすぐとんで来てくれて、ということなのです。

皆さんは、年を取って自分の体がいうことを効かなくなった時も、ひとりでないですよ。子どもさんが居て、家族に囲まれておられることでしょう。

ちょっと考えたら、知的障害をもった方は、家族を持てますか？ 家族を持っている知的障害者を何人か知っていますが、大部分の方は持てない方ばかりなのです。ほぼわかっていることは、将来はひとりなのだと、それでいいのかなということを考えなくては、そ

れで昔皆さんの先輩方は、親亡き後といいましたね。

親亡き後を心配して集まった7人の親御さんたちが大会を開いて親の会を作ったのですが、その親の会は、我々が推進している“終の住処”を否定しています。それではいけないだろうということで、由岐さんはじめ集まったのが、全施連、“全国知的障害者施設家族会連合会”そこでずっと問われているテーマが“終の住処”ということです。つまり自分の子どもは、ひとりでないこと、一緒に住んでくれる方がいる場所、ひとりでないことは非常に大事だなということ思って問題提起させて頂きました。

皆さんは、どうしようと思っているのか、あなた一人ひとり、どこで死ぬのか、我が家で息を引き取れますか、介護だったらケアホーム、ケアハウス、それから特別養護老人ホーム、病院とか。自分たちは、家族の協力さえあれば、家族のもとで息を引き取っている。という可能性はあります。

知的障害者には、その可能性もない。誰かが作らなければ、その可能性さえない。

◆ 看取りについて、お話していきましょう。

親亡き後の心配は我が子の看取りです。

そのためには、今の社会情勢をちゃんと把握しておくことが必要なのです。

訪問医とか嘱託医など話していてわかったことは、病院では、医療が終わると退院しなければならず、原則的には、看取りはしてもらえません。治療中に亡くなる人は、付き添っている人が看取れますが、それ以外は、まだ病気が治ってないのに退院となります。在宅医療の方たちに委ねていくことになります。

退院となると高齢者では特養などの介護施設を利用

するか自宅かの選択になりますが、特養はいつも満室、他の施設は高価、自宅には介護者がいないということで社会問題になっています。

これを知的障害に置き換えたときに、長い間入院して、3か月経って退院の対象になって退院して障害者支援施設に入れたとしましょう、グループホームに入れたとして、グループホームで療養ができるかという問題があります。自宅でも難しいでしょう。老人と同じことです。看とりの道筋は見えません。

読みやすい本を紹介します。小畑万里さんが書いた本から引用しています。(「地域・施設で死を看取るとき」小畑万里著明石書店)《看取りとは、何も死が差し迫り、本人の意識が薄れてきたときだけをさして言うものではありません。生命が下降線を辿り、生命が上昇に戻れず死に向かう過程全体を看取りととらえる》つまり、家族の面や人間的な面ができた時点からお互いに看取りが始まると思ってください。このように自分も考えている。皆さんは、もう看取りの世界に入っているのですよ。アンチエイジングと言っても若返りません。自分と知的障害を持つ我が子らの看取りを今から考えておく必要があるということです。

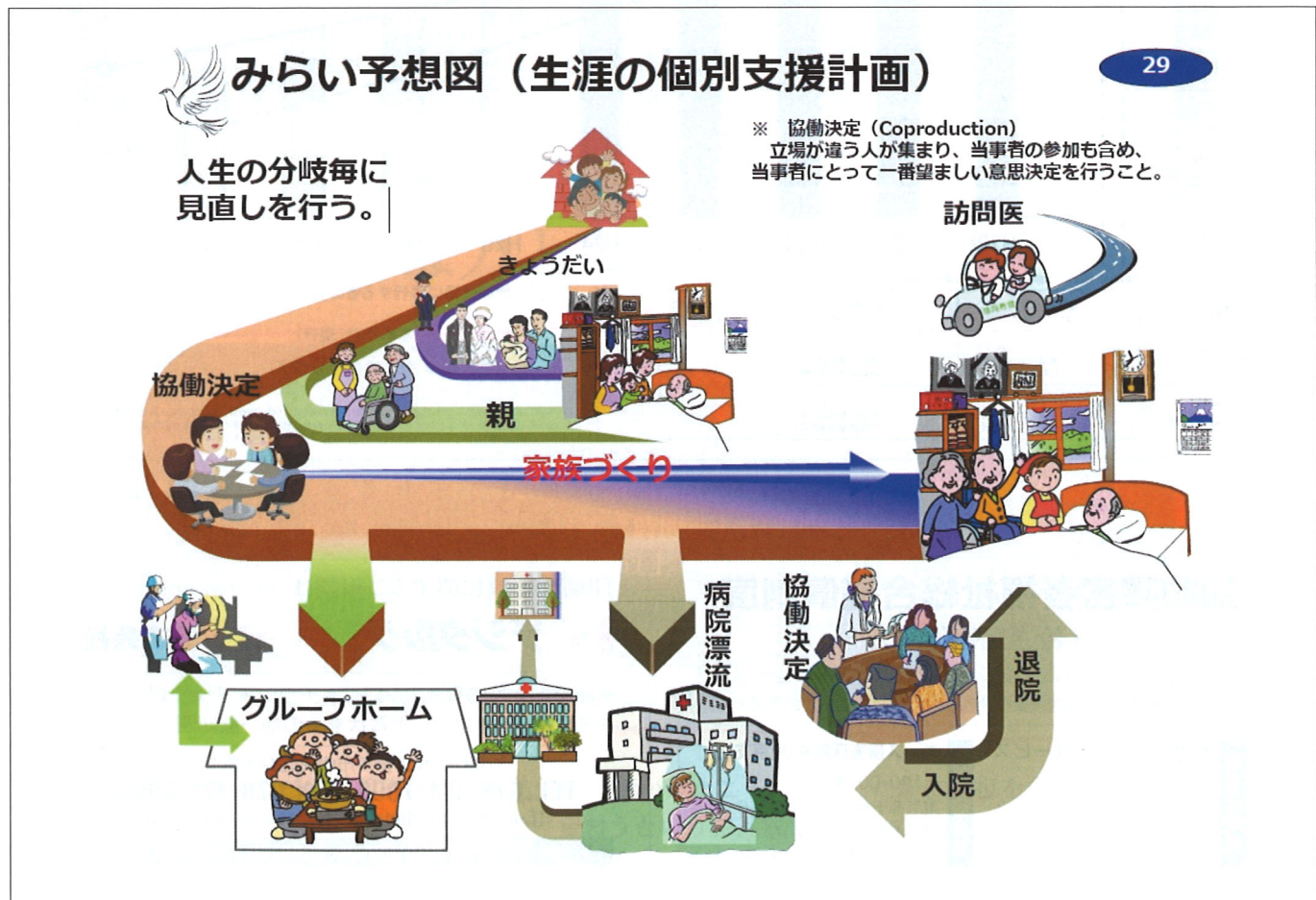
◆ 措置費制度と総合支援法の3ヶ月問題は違う。

3か月長期入院した日から、退所させられたと聞いたことがありますか。

これは、皆さん、お帰りになって、契約書を見てください。大抵の施設では明記されています。この問題が今、全国で大きな問題になっております。

実は3か月問題は、措置費時代と総合支援法の現在とでは意味が違います。措置費は、3か月入院しても全額施設に支払われる。入院したら病院へも措置費が支払われる。併給がOKだったのです。国は、施設を3か月以上利用していなかったら、もったいないですよ。ほかの人を、利用したい人がいるから代わってね。というのが3ヶ月問題です。そこで3ヶ月過ぎると退所になったのです。

支援法時代では、入院したら入所施設へは給付費はきません。つまり、業界言葉でいう報酬は出ないわけです。国は、3ヶ月たったら退院させればいいですよ、と指導してきます。しかし、それは措置費時代のように国が決める事ではなく、施設と利用者の間のことでしょう。ちなみに私の施設で、長期入院している方、一番長期入院者は、2年です。今でも在籍して部屋もちゃんと空けている。ちゃんとやっているので

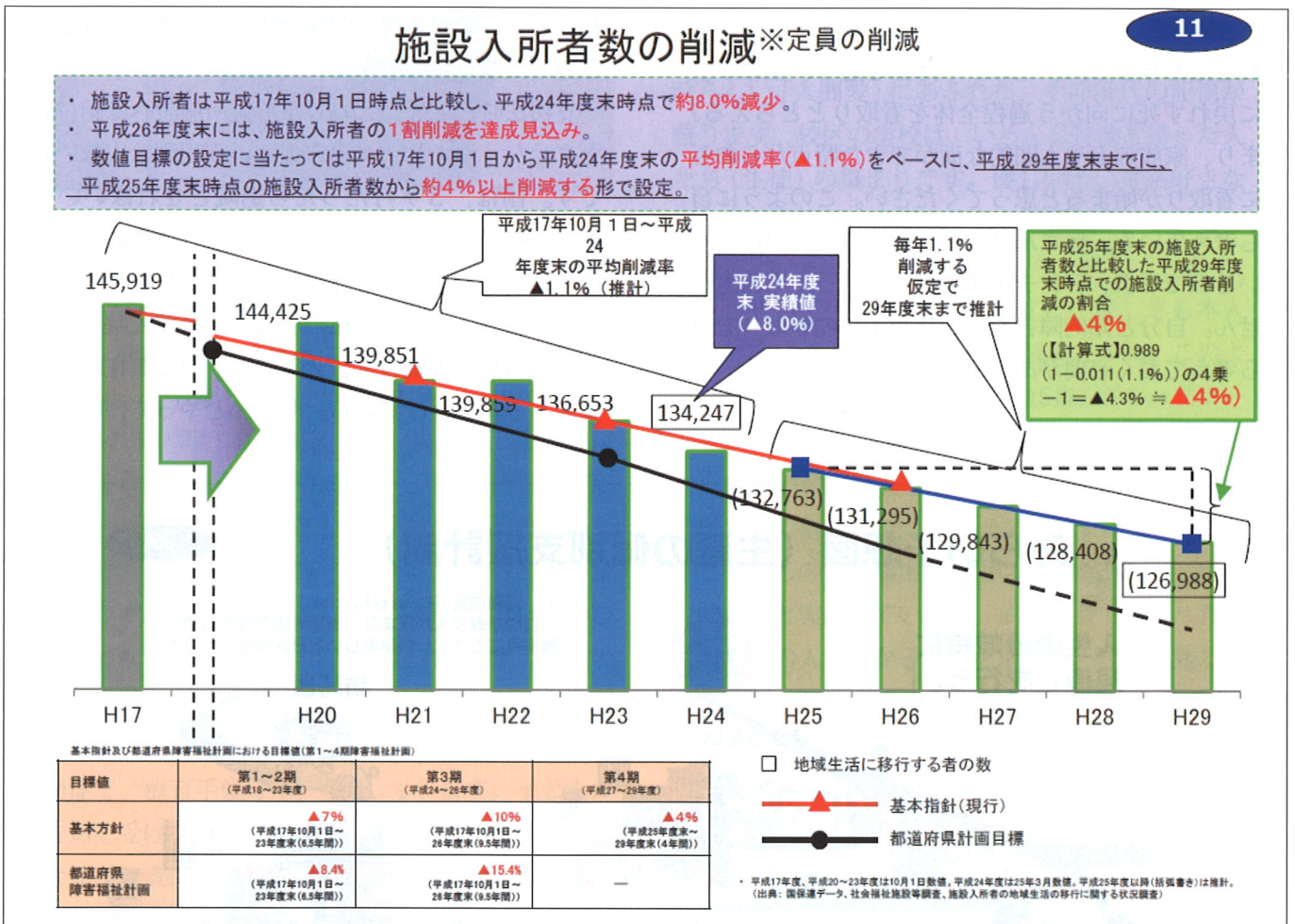


す。定員の考え方と利用者数の考え方が違うのです。利用者数というのは、前年度の利用者数でありますので、実際利用した実績を積算していくのです。例えば、60人定員でも、大体日中の利用者数は、55名くらいで、ひよっとすると50名くらいです。日中はね。夜間はもうちょっと多くて、57～8名くらいになるのです。必ず計算上は、余裕はあるのですよ。そのあたりきちんと計算したら、法律に触れることはありません。ですから、3か月以上たって元気になったから帰れるよとなったとき、たいていの施設は受け入れる事ができるはずですよ。受け入れる施設は増えています。もし、

3カ月の入院で退所を迫られるような問題がおこったら、ひょうごの事務局へ知らせてください。

実は、今日お話ししたかったことは、もっともっと沢山あったのですがこれで終わります。

皆さんが、買い物に行くときに、どこの卵が新鮮であるか、調べるではないですか。それと同じように、入っている施設は、どんなものか、本当はちゃんと調べなければいけないことなのです。その勉強を今日から始めて頂きたいと思っています。



(文責 広報委員会)

知的障害者福祉総合補償制度 (普通傷害保険)

ご本人様のケガに加え、第三者への賠償責任特約をセットした保険です。詳細は下記代理店までお問い合わせ下さい。

取扱い代理店
(有)ウェルフェアサービス
〒130-0022
東京都墨田区江東橋4-24-3
TEL:03-3631-9225
FAX:03-3631-9247

引受保険会社
エース損害保険㈱ 東京支店
〒100-0004
東京都千代田区大手町1-6-1
TEL:03-6212-7410
FAX:03-3211-1101

印刷物作成に関するご相談は………

Dg デジタルグラフィック株式会社

- 記念誌 ● 社内報 ● カタログ ● チラシ ● プリペイドカード
- スクラッチ ● カラー年賀状 ● その他一般印刷

〒650-0043 神戸市中央区弁天町1-1
TEL.078-371-7000 FAX.078-371-7001
[E-mail] win@dgdg.co.jp / mac@dgdg.co.jp

[URL] <http://www.dgdg.co.jp/>

平成26年度 かぞくねっと活動報告

阪 神

会長 笹川かほる

〈主な活動〉

- 5/13(火) 評議員会 11名
25年度事業会計報告
26年度事業会計計画
- 8/1(金) 評議員会 12名
中央研修会
全国大会への呼びかけ
- 10/6(月) 評議員会 12名
研修会計画等
- 12/5(金) 評議員会 12名
研修会についての詳細
- H27年
2/6 評議員会 12名
研修会の反省 H27年度の役員
- 3/3(火) 評議員会 12名
全国大会のテーマについて

※会場は全て西宮すなご医療福祉センター
理事会 7/5 H27 1/15

〈研修会〉

日 時 H27年2月21日(水)
場 所 サンシビック尼崎
参加者 110人

★講演「緩和ケア」について

講 師 松下 彰弘 医師

(砂子医療療育センター医師)

障害・健常に拘わらず知っておきたい「緩和ケア」
最後を迎えるにあたり苦痛を和らげ、その人らしい
人生を全うさせてあげること、医師、家族、素人を
取り巻く人々で考える。



★シンポジウム

テーマ「親と子の高齢化が進む中で
障害者を守るために」

入所3施設・通所1施設の長と通所の親代表がシ

ンポジスト。

入所施設の現状と今後、入所者が高齢化・重度化
していく中で、施設の改修や職員の意識改革等が必
要になる。

また、通所できなくなった人には訪問支援も行っ
ている。一方では親・子が高齢なり体力が衰え送迎が
いつまでできるか不安を抱えている。親が元気な間
に将来的なグループホームや小規模入所施設を望ん
でいるが、地域による支援のあり方も検討してほし
い。また高齢化重度化により今後医療も大きな問題
だ。最後に入所施設のことが主になっているので通
所施設のこともかぞくねっとで取り上げてほしい。



こ う べ

会長 木村三規子

神戸市内にある全ての知的障害児者施設利用者の福
祉向上を図り、その豊かな生活と権利を守る目的の理
念の元、関係機関や関係団体と連携を深め、自らも研
修に励み、目的の達成をめざし活動をしてきました。

役員改選にともない新理事3名が加わり組織は一層
強固になりました。それぞれが得意分野を発揮しこう
べかぞくねっと独自の活動が出来たことは目まぐるし
く動向する障害者福祉にくさびが打たれたと感じてお
ります。

〈主な活動〉

- 6/17 総会
25年度事業会計報告
26年度事業会計計画
講演「H26年度知的障害児者の福祉施策」
講師 境田多美枝氏(神戸市障害福祉課長)
- 7/4 幼児部会
- 8/7・8/25 研修会打ち合わせ
たまも園家族会

- 2 / 4 緊急会長会
全国大会に向けての要望
- 2 / 9 幼児部会反省会
- 3 / 20 会長会及び三役会

〈研修会〉

日 時 H26年9月9日
場 所 あすてっぷKOBE
参加者 152名
テーマ「グループホームの現状と課題」
講演・講師 松端信茂氏(市知連会長)
シンポジウム

〈コーラス発表会 & リピート山中コンサート〉

日 時 平成27年1月14日
場 所 県民会館大ホール
参加者 180名



〈幼児部会研修会〉

研修会
日 時 11月7日(金)
場 所 あすてっぷKOBE
講 演 「遊びと発達を促す感覚統合遊び」
講 師 太田篤志氏(作業療法士)
参加者 75名(当番 のぼら学園)
★反省会

〈その他〉

- 4 / 30 ジョイフルコンサート打合わせ
- 6 / 11 こうべ自閉症協会講演会 講演

- 理事会 6 / 17・7 / 4・8 / 25・9 / 5
計4回

東北播磨・淡路

会長 吉岡 京子

〈主な活動〉

- 6 / 10 会長会 13名
25年度事業会計報告
26年度事業会計計画
全国大会の件
- 8 / 19 会長会 15名
全国大会の件
- 3 / 17 会長会
全国大会「意見要旨」
- 理事会 4 / 25・5 / 28・7 / 29・10 / 11・
2 / 5 計5回

〈研修会〉

日 時 H26年11月4日(火)
場 所 加古川市立つつじ園
本館多目的ホール
参加者 85名
テーマ① (入所施設の現状と今後)
講 師 三原憲二氏
(高砂市あかりの家施設長)

保護者にはわかり得ないこと、施設側の苦勞と取り組み

テーマ② 「暮らしの場」「暮らしを支える」
現状と計画展望

加古川・高砂市・稲美町・加西市・明石市の各福祉課課長によるシンポジウム

保護者達は施設のある市だけでなく、他市のことにも興味深く聞き入っていました。

テーマ③ 計画相談(支援サービス計画)や圏域コーディネート事業などで見えてくる、知的障害の人達の「暮らし」の現状と支援



講師 浜口直哉氏(東播磨圏域コーディネーター
あかりの家地域支援センター長)

計画相談 まだまだこの時点で契約されている人が
少なく、相談員も少ない。

支援サービスを受けたくても受け入れの事業所も
いっぱい断られるケースも少なくないのが現状。

この研修会は理事中心で企画し、各市町福祉課声掛
けで今回実現しました。保護者の方々に「良かった」
の言葉に、またの機会をとらえて、企画したいと思います。

〈施設見学〉

日時 7月24日
場所 神戸 あゆみの里
参加者 25名

西中播磨

会長 平山 昭利

26年度を振り返って直、全施連・かぞくねっとの
各種行事に追いまわられたと言っても言い過ぎではな
いような1年でした。まず、晴天の霹靂(へきれき)は、
西・中播磨かぞくねっと(“西播ねっと”と略称)会長の
辞任でした。5月の西播ねっと理事会において突然、
会長の推薦・指名を受け、固辞するも、満場の賛同で、
止むを得ず引き受けてしまいました。会長は即、ひょ
うごかぞくねっとの副会長、全施連代議員などを歴任
するハメとなり、全施連理事会や総会、西日本ブロッ
ク会議等々の行事で、活動範囲が中央偏重のそしりを
免れません。今後、この弊害を克服していかねばと反
省しております。

他団体の大会や他地区かぞくねっとの研修会にも、
積極的に参加するよう努めてきました。それも、西播
ねっとの理事役員各位の御協力の賜物と感謝しており
ます。微力ながら、次年度も、精一杯務めて参ります
ので、よろしくお願い致します。

〈主な活動〉

- 5/21 理事会・会長会 25名
25年度事業会計報告
26年度事業会計計画
- 9/24 理事会・会長会 25名
全国大会について
役員改選
- 2/27 理事会・会長会
全国大会意見要旨の提出について

〈研修会〉

日時 10月8日(水)

場所 市川文化センター
参加者 123名
講演 「障がい者が地域で暮らす意味」
講師 河原正明氏
施設紹介 いちかわ園

但馬・丹波

会長 三浦 雅春

施設見学の際、農家の休耕地を借用してお米・野菜
類を作付していたが、各施設でも同様に作付して収穫
し、各地のイベントに参加して販売し自立をめざして
います。6施設と少ないかぞくねっとだが一泊研修を
実施し各施設の情報交換と絆を深めています。

〈主な活動〉

- 4/26(土) 会長会 10名
新役員の顔合わせ
- 6/20(土) 会長会 8名
25年度事業会計報告
26年度事業会計計画
- 9/6(土) 研修会の打ち合わせ
- 9/20(土) 施設及び農作物耕作ハウス見学
丹南精明園 28名

〈研修会〉

日時 12月6日(土)
場所 ハートフル春日
参加者 87名
講演 「知的障害者の成年後見」
講師 高野國明氏
(NPO法人成年後見こうべかぞくねっと理事長)

〈第5回親子一泊研修旅行〉

日時 11月23日～24日
場所 浜坂保養荘
参加者 21名





《赤い羽根共同募金助成事業》
オープン研修会

H27年2月18日 県民会館大ホール

知的障害者にとって、本人に代わって様々な意思決定をしてくれる人は親でした。しかし、その親も高齢化により十分なことができなくなる日が来ます。また財産分与などの場合は善意の第三者を必要とします。それらのことから成年後見制度ができました。近年少しずつ成年後見制を活用する人がでてきました。また活用を考えている人も増えてきています。そこで実際に知的障害者の後見をされている大槻倫子弁護士に講演をお願いいたしました。

障害者の権利と知的障害者の成年後見の実際

あいおい法律事務所 弁護士 大槻 倫子 氏

はじめに

1999年に兵庫県弁護士会に弁護士として登録いたしました。そして、まもなく兵庫県弁護士会で 高齢者・障害者総合支援センター(たんぼぼ)が立ち上がり、当初から運営委員として関わらせていただいております。又ハンセン病問題にも関わっています。

法体系の中の成年後見

まず、障害者の人権に対する法体系、その中での成年後見人制度の位置づけについてお話したいと思います。

法体系では一番上に憲法、次の段に条約、法律となります。憲法と法律はどう違うのでしょうか。全く違う性質をもつものです。憲法は98条に国の最高法規と定めています。法律とは社会の秩序を維持するため、国家が国民にむけて権利や自由を制限するという性質をもっています。他方、憲法は、国民の権利や自由を守るため国家権力に歯止めをかけ、権力濫用を防ぐためのものです。

これを「立憲主義」といいます。多数意見が常に正しいわけではなく、多数意見でも奪えない価値(人権平和)を守るのが憲法です。基本人権に「すべて国民は、個人として尊重される」と掲げられています。個人というのは一人ひとり違うのが当たり前という意味です。憲法の下に条約があります。条約というのは国と国の約束事で、締結すれば守らなければなりません。そのため必要に応じて、日本の国の法律を改正したり、

特別法をつくって、条約を守るようにしなければならないので法律の上という位置関係になっています。

次は障害者をめぐる法体系です。権利に関する条約が2006年に国連で採択され、日本が条約締結し、国内で法整備して、ようやく2014年に批准されました。権利条約は決して目新しいことではなく、障害のない方にはすでに与えられてきた内容であると思います。これを徹底的に障害のある方もない方も平等に保障すると定めたのが障害者権利条約であるということです。第5条に平等及び無差別という規定があります。実質的な平等を保障するためには、差別を禁止するだけでなく、合理的配慮をしなければならないと定められています。保護の客体から権利の主体への転換という条約の思想をつらぬく根幹を表すと、言われています。「重い障害をもつ人も法的能力行使にあたって主体的であるとして意思決定の支援をなささい」と定めた条文は成年後見制度と深く関係してきます。

この条約の締結により、障害者基本法も改正され、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため」と、書き加えられました。なんびとも障害を理由として差別や偏見をしてはならない。そのために社会的障壁を除去して合理的配慮をしなければならないということも定められています。そして、もう一つ 相談体制の整備として、障害者の意思決定支援に配慮しつつ、成年後見制度その他障害

者の権利、利益の保護等のための政策又は制度が利用されなければならないと、付け加えられています。

成年後見制度とは

それでは、成年後見制度とはどのようなものでしょうか。2000年、社会福祉政策が措置から契約に変わりました。契約するにあたり、判断能力の不十分なご本人を支援する制度という位置付になります。自己決定の尊重が大原則です。過干渉・保護の姿勢をつつしみ、現存能力を活用し、さらにはノーマライゼーションということで障害のない方と同じように家庭や地域で普通の生活がおくれるような社会をつくりましょうという理念になっています。また、成年後見制度には本人の判断能力により、3つの類型に分かれています。

- ①成年後見類型は判断能力が欠けているのが通常であるとみなされる人で、成年後見人には財産管理についての全般的な代理権・取消権が与えられています。日常生活に関する行為は除くということで、最低の日常生活は本人の意思を尊重することになっています。
- ②保佐類型は判断能力が「著しく不十分」とみなされる人となっています。保佐人には借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、不動産の売却、贈与など特定の行為については同意権・取消権が認められています。さらに、申立と本人の同意がある場合、裁判所が認めた範囲での同意権、取消権、特定の法律行為についての代理権が与えられることになっています。
- ③補助類型は判断能力が「不十分な人」がこれにあたります。本人の同意がある場合、裁判所が認めた範囲での同意権、取消権、特定の法律行為についての代理権が認められます。



これら、成年後見・保佐・補助の3類型のどれに該当するかは裁判所が判断することになっています。成年後見制度に任意後見制度というのもあります。まだ判断能力がある人が対象で、



将来判断能力が不十分になった時に備えて、あらかじめ誰にどのような支援をしてもらうか契約を結んでおくものです。成年後見制度を受けるには、次のような流れになります。家庭裁判所へ申立をし、審判を受け、確定してもらいます。確定すると、裁判所が報酬を付与します。本人の財産から払います。もし、生活に余裕がない場合は、国が市町村に一定の補助を出している成年後見制度支援事業があるので、その事業を使って報酬を確保することもあります。後見の終了は本人の判断能力が回復した場合や死亡した場合です。ただ、原則として、申立後は取り下げることができません。

後見人になる人は特別な資格はいりません。親族、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）以外に法人・市民の後見も進んできています。社協が後見監督人になって、市民後見人をサポートする形をとっています。障害者の後見の場合は高齢者と違って支援が長期にわたる可能性があるため、継続性が問題になるので、法人後見人が望ましいのではないかと思います。

成年後見制度の利用

成年後見制度を利用するのはどんな場合でしょうか。物忘れが出てきて、お金の管理に不安がてきたとか、法的トラブルにまきこまれたとか、虐待のケースがあります。また、親御さんを亡くした在宅の障害者の場合、制度を利用して日常生活自立支援事業や訪問系サービス（居宅介護、ヘルパー）や日中活動系サービス地域の見守りなど、多くの関係者の協同による支援を受けます。知的障害者の親亡きあとの備えにもなります。複数後見といって親が元気なうちに親と第3者が複数で後見につき、信頼関係をつくっておく場合と、親が単独で後見人になり第3者が後見監督人として関わる形があります。又、親が任意後見契約を締結

しておくパターンも考えられます。任意後見契約は将来判断能力が不十分になった時、誰にどのような支援をうけるかを契約して、公正証書を作成しておきます。判断能力が低下した時点で裁判所によって任意後見監督人が選出されスタートします。他方、移行型というのは親が元気なうちから任意後見契約発行前から委任契約による代理権の行使をスタートさせるというパターンです。

任意後見発行前の財産管理は弁護士と委任契約を結んでおくと、弁護士会が監督するという形をとります。又、親亡きあと、障害のある子のために多くの財産を残す場合、公正証書遺言を作成したり、財産管理を受託者委託にする信託という制度もあります。

成年後見制度の問題点

今まで、親亡きあとの備えとして、後見制度のお話をしてきましたが、現行の成年後見制度の問題点も指摘されてきております。成年後見には印鑑登録抹消、成年後見・保佐にはつけない仕事といった資格制限があります。それから成年後見制度は「諸刃の剣」といわれることもあります。権利擁護の重要なツールだと思うのですが、他方で、ご本人の法的行為能力を奪い、包括的な代理権により本人の保護を図る制度ですので権利侵害の温床にもなる可能性をはらんでいます。どうしても本人の意思決定がおきざりになる危険性があります。こんにちの日本の成年後見制度のような能力を制限したり、代行決定をするという仕組みから支援付き意思決定への変換を求めるといふ考えもあります。

権利条約を批准する直前の2013年11月に、社団法人日本自閉症協会が条約批准後すみやかに改善をはかるとともに見直しを検討するようにと提言しています。後見類型よりもっと補助類型を活用すべきではないか。類型の変更をしやすくし、定期見直しの仕組みの導入を。欠格条項の廃止。後見・保佐類型の行為能力制限について見直し検討を開始すること。まず意思決定支援を行い、それでも本人が意思決定できない範囲について代行決定する仕組みに改めるべきではないかといわれています。ここで意思決定のモデルといわれているイギリスの意思決定法を紹介します。5つの

原則があります。

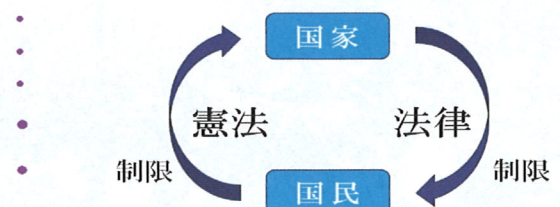
- ①すべての人には意思決定能力があるというのが出発点
- ②自ら意思決定をおこなえるよう可能な限りの支援をすること
- ③代行決定するかどうか判断の場面において客観的に不合理にみえる意思決定を行ったというだけで本人に意思決定能力がないと判断されるということはない。
- ④例外的に意思決定がないと評価された本人に代わって代行決定する場合には本人の最善の利益（ベストインタレスト）にかなうようおこなわれなければならない。
- ⑤代行場面において必要最低限の介入であること。

イギリスの任意後見は本人の意思表示を尊重しています。任意後見は永続的代理権が授与され大きな権限が与えられています。他方で法定後見についての任命は例外的で保護裁判所が本人のベストインタレストに照らし必要であると考えた場合に限られ、かつ権限の範囲、期間は最小限であるということになっています。

日本でも今、意思決定法についていろいろ議論されているところです。被後見人の方でも一定の事項について意思決定できる方、支援があればできる方がたくさんおられるので、まずは現行の後見人制度の中でイギリスの意思決定支援法を取り入れて、ご本人中心の意思決定支援に取り組んでいく必要があるのかなと考えています。

最後に憲法13条 「すべて国民は、個人として尊重される」患者も障害者もすべての人が個人として尊重されなければならない。個々の客体ではなく、権利の主体として尊重されなければいけないということを常に大切にしなければいけないと思っています。

障害者の権利をめぐる法体系～憲法とは？



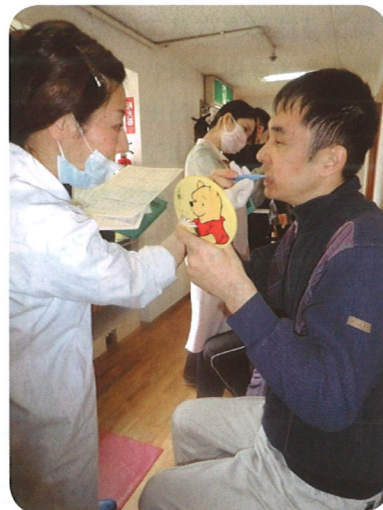
(文責 広報委員会)



口腔衛生編

あかりの家では「プロ」という言葉をよく使いますが、この時「さすがプロ!」と感じました。実は、〇さん、当時調子を崩していて〈力み〉が強く出ていました。力むと、口の開け方やブラシの握り方も変わって、ブラッシングに影響したりもします。

あかりの家で大切にしている視点として、〈力まず〉〈相手に身を任す〉があります。歯医者さんに、「あかりの人は嫌がって暴れたりする人がほとんどいないですね」と言って頂いていますが、実は、口の中に“侵入”する歯医者さんと歯科衛生士さんが、とても丁寧に、嫌がることも受け入れながら診て下さるのです。だから力を抜いて上手く身体を預けることが出来るのです。ありがたいことです。これがあかり自慢です。(本)



さすがプロ!

東北播磨淡路かぞくねっと あかりの家

あかりの家は、毎月、歯科医と歯科衛生士から口腔衛生指導を受けています。終われば、看護師や支援員も加わった反省会を持ちます。

ある時、歯科衛生士さんから「〇さん、今回は無かったが今回は出血があった。前回カウントで丁寧に磨けていたのに、今回は力を入れ強く磨いている。」とお話がありました。

あかりの家では「プロ」と

口腔衛生について

西中播磨かぞくねっと 赤穂精華園 成人支援第二課 支援員 ほうの 晶野 あきの 晶宣



成人支援第二課では、平成26年9月から極め細やかなサービスの提供と支援員の資質向上を目指して、相生・赤穂市郡歯科医師会から派遣の歯科衛生士の指導による「口腔ケア」を行っています。

目的は、口腔疾患の予防以外に咀嚼・嚥下・会話と言った摂食や発語機能の維持や口臭予防、味覚改善の効果を引き出しその結果、快食・快眠・快便といったQOL（生活の質）の向上をめざしています。

実施内容は、歯科衛生士より歯垢染めだし液を綿棒で歯に塗り歯が赤く染まると、歯ブラシを使用してブラッシングを行います。磨き残しがあると確認しやすく、さらに丁寧にブラッシングを行います。また、歯間ブラシによる歯磨きも行い口腔内を清潔にして細菌を減らす器質的ケアを行います。無歯顎の利用者様は口腔内が乾燥している為、歯磨きティッシュ及びスポンジブラシを使用して口腔内の清潔を保ちます。口唇の力の強い利用者様に対しては、声掛けを行い指でしっかりと排除するようにしています。歯科衛生士より助言を貰いながら実際に利用者様の口腔内のブラッシング・口腔清拭を行います。抵抗もあり、なかなか上手に行かないことを実感しました。

自分自身、口の中に手を入れられる事ほど不安なことはなく、まして他人であれば一層のこと不安であ

ると思います。利用者様の不安を無くすためにも声掛けを行い、安心と信頼を得なければ口腔ケアは成功しません。

以上を踏まえた上で、食後の歯磨き時に学んで来たことを活かし、“磨き残しがないか”“残渣物が残っていないか”を確認しながら口腔内の清潔を保っていきたいと思います。

「健康な歯で美味しい食事！」を合い言葉に引き続き、歯科衛生士・看護師・栄養士・支援員としっかり連携を取りながら利用者様が、いつまでも健康的な生活が送って頂ける支援を心掛けていきます。



通所施設における口腔衛生取り組みの現状

阪神かぞくねっと ワークホームつつじ 施設長 小川 典子

「通所施設での取り組み」とお題をいただいたものの、残念ながらワークホームつつじでは、口腔衛生についての取り組みはしていません。悪しからず…と終わりたいところですが、そういう訳にはいきませんね。

十年程前までは、市内の歯科医師会の先生方が年1回、ボランティアで歯科検診に来てくれたり、保健所から歯科衛生士さんが歯磨き指導に来てくれたりしていました。それが市内に保健福祉センターが完成し、そこで週1回の「障がい者歯科診療」がスタートした頃から、無償で歯科関係者が向こうから施設へ出向いてくれることが無くなりました。

ワークホームつつじは、以前は「通所授産施設」であり、生活面の支援よりも、「働くこと」が支援の中心であるので、施設全体で利用者の口腔衛生に関わる機会を積極的に作ることはありませんでした。平成24年に「多機能型（生活介護・就労移行支援）」に移行した後も体制に変わりはありません。

とは言え、歯周病や虫歯で困っている利用者がない訳ではありません。平成26年度は、個別支援計画でニーズの挙がった2名の方の昼食後の歯磨き支援を行いました。

「自分ひとりで」「楽しみながら」「毎日」続けられるように、歯磨きセット・歯磨き手順がわかりやすい写真やカードを提示したり利用者の好きな絵の入った歯磨きカレンダーや、ポイントを貯めると何かお楽しみが待っているポイントカードを使ったり、職員が工夫を凝らして支援をしています。対象利用者さんは頑張って歯磨きを続けています。

また、障がいのある人を受け入れてくれる歯医者さんが近所がない、利用者が治療を嫌がって家族の手に余るなど、ご家庭が歯科治療に連れて行くのが難しい方もおられます。隣接する入所施設では、一部の方は、施設内で訪問歯科による歯の診療を受けています。昨年までに、ワークホームつつじの利用者数名も一緒をお願いしていました。ところが、訪問歯科診療の条件が厳しくなり、通所施設利用者の診療受入ができなくなりました。どうしたものかと、保護者と頭を悩ませたのですが、先程出てきた保健福祉センターの「障がい者歯科診療」が利用ができることに思いあたりました。通院介助の方は、移動支援事業にあたってみたところ、ガイドヘルパーで対応できるとのことで、無事、歯科通院治療ができるようになりました。

通所施設においては、歯科通院の直接支援や、利用者全体の口腔衛生のフォローは難しいものがありますが、周囲の資源を活用し、保護者の皆さんと共に知恵を絞って、利用者の皆さんを支えていければと思っています。

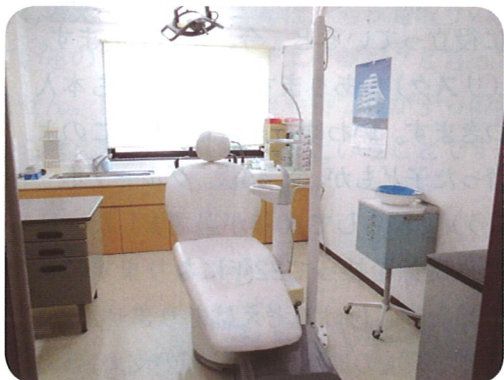
歯科医院があるひふみ園

こうべかぞくねっと 由岐 透

社会福祉法人くすのき会障害者支援施設ひふみ園（入所施設）には、歯科医院があります。医院長は利用者藤田真也さんのお父さんです。月2回藤田先生ご夫妻がボランティアで献身的に利用者の口腔、歯の検診、治療を行っていただいていたのですが、先生は今年84歳になり、体力的に続けることが難しくなり、昨年12月に卒業することになりました。利用者も藤田先生が来られる日を楽しみにしていましたが、残念です。

昭和45年（1970年）に藤田先生が歯科診療チェア等設備をひふみ園に持ち込み、歯科、口腔治療をはじめました。利用者の健康を維持するには口腔衛生が重要であるという理念のもとに月2回、口腔、歯科検診、治療を45年間続けてこられました。藤田先生は大阪阿倍野区で開業していた歯科医院も残念ですが閉院することになり、藤田先生ご夫妻自身もひふみ園のボランティア、医院をやめることを残念がり、「やめるのではなく卒業です。」と自身に言い聞かせているようです。

藤田先生ご夫妻が卒業されたあと利用者の歯科検診、治療は誰がやってくれるのか家族の皆さんが心配していましたが、訪問歯科診療をJR兵庫駅前にある「たなか歯科クリニック」が引き受けて下さり、ひふみ園に週1回訪問治療に来ていただくことになり、施設の配慮に家族会一同感謝しています。



助け合えば力となる 互助の精神！！

一般社団法人 兵庫県知的障害者施設利用者互助会

◆ 入会金 10,000 円

◆ 保険料 12,000 円 (年間)

【入院保障保険の保証内容】

- 付添介護保険金(付添人) 日額 上限 8,000 円 (被保険者負担実費×付添日数)
- 付添保険金(家族) 日額 3時間以上12時間未満 (2,500円×付添日数)
- 日額 12時間以上 (5,000円×付添日数)
- 差額ベッド費用保険料 日額 上限 5,000 円 (負担実費×差額ベッド利用日数)
- 死亡保険金 保険証券記載の死亡保険金額 10,000 円

【1会計年度(4/1~3/31) 90日を限度・通算限度日数 900日】



互助会は、まだ知的障害者が入れる保険が無かったころ、入院した際に負担を求められる室料と付添いについての補助を目的に、助け合おうという相互扶助の精神で立ち上げた組織です。他の保険会社とは設立の志が違います。皆さんで守り育ててほしい組織です。



「保護者会（家族会）のたからもの」

姫路市総合福祉センター 岩本 四十二
(障害福祉サービス事業所)



私たちの施設は、公立の通所施設です。指定管理制度になっても従来の社会福祉事業団（姫路市）の管理、運営のもとに事業は継続されています。施設別では、設立順として「かしのき園」「しいのみ園」「かしのきの里」となりますが、現在は、標記のように児童・成人が一体的に利用し、療養所、重度心身障害児・者施設、子ども発達障害支援の機能をも合わせ持つセンターとしての役割を提供しています。かぞくねっとに加入している成人施設はそのひとつになります。私が当時の保護者会に加入したのは、子どもが養護学校（現特別支援学校）を卒業後になり、27年前です。子どもは全くノーマルな自閉症で、療育手帳はAを所持しています。子どもが告知を受けたのは、2歳位の時で、以来父親としては甚だ無責任な態度で、子どもと向き合った関係ですが、転機がきたのは、子どもが成長する過程で、よく言われる問題行動のオンパレードで母親だけではどうにもならない状況を感じた頃、子どもが幼稚園入園以後となりますが…。当時は今ほど情報がいっぱいあふれている環境になく、多くのことが親の判断に委ねられ、結果に対して周りからの、ご批判はうんざりするほど頂きました。唯一の安らぎは、同じ特徴を持った子どもの親との繋がりです。

この事が、私の将来の方向性を示す示唆になったのではないかと、今、感じます。小学校、中学校は

校区の学校に行ってもらいました。当時は、今のよう
に支援学校も、支援学級もスクールヘルパーの配置も
なく、私の子どもがそれぞれ学級を作ってきました。
学級での教育が十分整備されているとは言えない環
境でしたが、担任の先生だけでなく同じクラスの仲
間、学校全体で支えていこうとの姿勢は、素晴らしい
「人間愛」にあふれた、その時代の記憶が蘇ります。
校区の学校は、いろんな特徴を持った人たち（生徒）
の集まりです。優しい子、世話好きな子、意地悪な
子、乱暴な子らこの環境が、子どもの将来に大いに
役立っていると、今、感じています。これは代償（リ
スク）もありますが、逞しさも本人なりに身についま
す。いわゆる経験ですね。このような環境で育った子
どもが、今、45歳。グループホーム（下宿屋ふう）
で暮らして10年が過ぎました。私が、保護者会に関
係を持って22年になります。私の子育ての経験を
押し付ける考えはありませんが、子どもたちの育つ
環境の原点は、「仲間の支え合い」であろうと実感し
ています。成人施設で出会った見ず知らずの人たち
が子どもを通じて、互いに親しくなり、互いに助け
合い、互いに我が子も人の子も、との思いが親の心
の中に育ってくるのではないのでしょうか。通所施設
利用者の場合、生活の原点は家庭になります。利用
している施設の親の繋がり、豊かさが必ず、子ども
たちの援助に生かされると考えますがいかがでしょ
う。

最近、福祉制度の変遷の中、親の会の組織化が
難しくなっていると感じます。IT技術の発達が大き
く影響していると思いますが、それ以上に危惧する
ことは、人としての繋がりを必要としない考え方が
広がっていくことです。ひとりでは生きていけない
人間が、バラバラになっては親自身のみならず、日
常的に何らかの援助を必要とし、健気に頑張ってい
る子どもたちがより良い「人生」を送れるとは思え
ませんが……？



わたしたちの がんばり



20

「鶏を育てながら、自分たちも育つ」

希望の郷 農耕班〈東北播磨・淡路かぞくねっと〉 事業課長 中川 誠

社会福祉法人ゆたか会 希望の郷は、23年前に開所し、重度の知的障害のある人が多く、地元の利用者や兵庫県内から入所した人たちが暮らす施設です。



場所は、のどかな農村風景が多く残る加西市に位置しています。その一角で希望の郷が取り組む利用者の日中活動の場として「農耕班」があります。

農耕班が実践しているのは、養鶏を取り入れた、珍しい福祉サービスの形です。一般的に障害者の施設は、施設内での軽作業が多いですが、ここでは「鶏の飼育、餌作り、卵集め、出荷、配達」などの工程に利用者に関り、卵の販売を行っています。

入所した頃は落ち着きがなく、集中して物事に取り組むことが難しかった人も、仲間と一緒に働くことで体力や集中力が付き、それまでできなかったことができるようになりました。

毎日、餌と水をやり、鶏を育て、卵を集めるなかで利用者の心も大きく育っています。人は、動物に接すると気持ちが穏やかになります。青空の下で体を動かして汗を流すことで夜はぐっすり寝る。規則正しい生活を送ることで情緒の安定にも繋がっています。

彼らはゆったりと時の流れるこの場所で仲間たちと暮らし、活動をおこない日々汗を流しています。

養鶏をおこなう理由として、「利用者が外に出て自然のなかで体を動かし、汚れ、汗をかき、働くことが癒しとなり暮らすことができる。また、自分たちで育てた鶏と卵で地域と関ることができる活動だからです。」

利用者の心に落ち着きを与えているのは、第一に「自分にはやるべき仕事がある」という責任感だと思います。人は、誰しも「自分は必要とされている」と感じていたいものです。周囲から必要とされている実感があれば、誰だって気持ちもへこみません。

障害のある人はどうしても、そういった環境と状態に置かれがちです。少し視点と目線を変えることによって、彼らも何らかの形で社会や地域に貢献することができることを支援する人たちは考える必要があります。

現在、鶏の数は200羽います。雛鳥を仕入れて親鶏へと成長させて卵を産ませています。ストレスなどの悪影響を与えないように平飼いで伸び伸びと育てています。



餌となる食材も地域の皆さんの協力により、糠、かまぼこ、パン、野菜くずなどを無償で頂き、定期的に回収をおこない、トウモロコシや牡殻を混ぜ合わせた自家製の餌を作っています。

鶏は、多くの卵を産みますが「黄身の色はイエローで白身には弾力性がある」と、お客様からは上々の評判で、リピーターも増えています。10個を300円で販売しています。

流通は「地産地消」を心がけ施設の直売、地元量販店、地域のバザー、保育所、希望の郷が直営しているパン工房に食材として提供しています。そこからいろいろな関係性が生まれ、障害のある人たちが地域に溶け込む街づくりを希望の郷は目指しています。

全国知的障害者施設家族会連合会報告

★第10回全国知的障害者施設家族会連合会全国大会 in 愛知 10月21日～21日 愛知県豊橋市ロワジール

全国より461名(兵庫より80名)が参加しました。全員参加型討論会では参加者全員が50の円卓を囲んで、情報交換の他「終の住処」について話し合いました。

★西日本ブロック研修会 12月9日～10日 岡山 白雲閣

65歳問題、配置医師問題など知的障害者を取り巻く諸問題について徹底的に勉強しました。

★第3回理事会 H27年2月9日～10日 大阪ガーデンホテル

北海道から鹿児島まで42名が集まり、全施連活動・成年後見等について討議しました。

★平成27年度 第11回全国知的障害者施設家族会連合会全国大会 in 神奈川

1. テーマ「知的障害のある人にとって最適な生活の場とは～障害の多様性さらにはライフステージに応じた生活の場を考える～」

今年度は上記のテーマで全国都道府県支部より「意見」を募り、それらを基に大会をくみ上げていきます。兵庫でも各地区かぞくねっとを通して寄せられた意見を全国へ持っていきます。昨年に続き大勢のご参加をお待ちしております。

2. 日 時：平成27年10月20日(火)・午後1時20分から
3. 場 所：ローズホテル横浜(中華街の真ん中の便利な所です)
横浜市中区山下町77番地
☎ 045-681-3311
4. 大会参加費 6000円 交流会 7000円
※詳しくは後日施設家族会を通じてお知らせいたします。

全施連ホームページ
<http://zenshiren.web.fc2.com/>
 ※ひらがなで「ぜんしれん」で検索できます

27年度の活動について

月	日	曜日	内 容	場 所
4	10	金	第1回正副会長会	
4	24	金	第1回理事会	
6	30	火	評議員会	アステップKOBЕ
※6	9～10	火～水	全施連総会	新大阪ガーデンホテル
7	10	金	第2回正副会長会	
7	24	金	第2回理事会	
9	4	金	第3回正副会長会	
※10	21～22	水～木	第11回 全国大会 in 神奈川	横浜ローズホテル
11	18	水	中央研修会	県民会館
1			第4回正副会長会	
2	12	金	第3回理事会	

※印全国知的障害者施設家族会連合会の活動

兵庫県知的障害者施設家族会連合会

〒650-0016 神戸市中央区橘通3-4-1
 神戸市立総合福祉センター2F
 TEL.078(371)3930 FAX.078(371)3931
 mail : h-kazoku-net@alpha.ocn.ne.jp
 事務局(月・水・金 10:00～4:00)

全国知的障害者施設家族会連合会(全施連)ホームページ
 URL : <http://zenshiren.web.fc2.com/>

〈表紙題字 芝 貴弘 氏(尼崎武庫川園)〉

編集後記

戦後70年、阪神大震災から20年、東日本大震災から4年… 今ありて時代を超えた節目の年となります。
 その様な折、大地の家では72才の人生を終えた利用者がありました。職員、医師、看護師、利用者、皆の連携と協力により住み慣れた施設で看取りを行いました。穏やかな顔で旅立たれた利用者「次の人生があるなら自分で歩いて、素晴らしい子供にも恵まれた人生が送れますよう」そっと祈りました。
 親としても「看取り」を続けてほしいと思いました。一人淋しく終わっていくのではなく、仲間と過ごした施設で…。そのためには福祉医療がもっと充実したものであってほしい。小さくても看取りのできる医療施設でみんなの顔が見に行ける安心の施設ができることを願っています。(1)